

兵庫県公報

平成22年12月10日 金曜日 第 2243 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	2
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（水質課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 自動車専用道路の指定（同）	4
○ 道路の管理に関する事務を所管する事務所（同）	4
○ 北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）の工事完了（公園都市整備課）	5
公 告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（北播磨県民局）	8
○ 入札公告（県立大学）	9
○ 同 上（県立健康生活科学研究所）	11
企業庁公告	
○ 県有地の一般競争入札による売払い	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14
○ 平成23年6月10日任期満了に伴う兵庫県議会議員選挙について	14

告 示

兵庫県告示第1204号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年12月15日からその効力を生ずるものとする。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

		変 更 前	変 更 後
町	字	地 番	町
伊川谷町 井吹	小池谷	630の2 632 633の4 649の1 649の124 649の125	井吹台西町 6丁目
	苗代	271の20	
	西山	629の1 629の5 629の6 629の9 629の13から629の16まで 629の19 629の22 629の25から629の27まで 629の31 629の37か ら629の47まで	

伊川谷町 別府	辻ヶ内	1745の77 1745の78 1745の162から1745の164まで	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成22年8月3日現在の地番である。



兵庫県告示第1205号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 財団法人甲南病院 六甲アイランド病院
所在地 神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地
認定年月日 平成22年12月1日
認定の有効期限 平成25年11月30日
- 2 名称 医療法人朗源会 大隈病院
所在地 尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号
認定年月日 平成22年11月7日
認定の有効期限 平成25年11月6日
- 3 名称 兵庫県立尼崎病院
所在地 尼崎市東大物町1丁目1番1号
認定年月日 平成22年11月7日
認定の有効期限 平成25年11月6日
- 4 名称 医療法人中央会 尼崎中央病院
所在地 尼崎市潮江1丁目12番1号
認定年月日 平成22年11月7日
認定の有効期限 平成25年11月6日
- 5 名称 安藤病院
所在地 尼崎市東難波町5丁目19番16号
認定年月日 平成22年12月1日
認定の有効期限 平成25年11月30日
- 6 名称 たつの市立御津病院
所在地 たつの市御津町中島1666番地
認定年月日 平成22年12月1日
認定の有効期限 平成25年11月30日



兵庫県告示第1206号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関より撤回された。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称 復井診療所
所在地 小野市復井町916-12
撤回年月日 平成22年11月1日



兵庫県告示第1207号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている

区域として次のように指定する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域
芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物



兵庫県告示第1208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月10日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 久 畑 香 呂 線	姫路市香寺町恒屋字庵ノ下1303番1から 同 市香寺町恒屋字蔵ノ下1539番1まで	旧	5.0から 10.0まで	112.0	
		新	5.0から 10.0まで 5.0から 13.0まで	112.0 125.0	



兵庫県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月10日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岩 見 揖 保 川 線	たつの市揖保川町原字高芝41番から 同 市揖保川町大門字種共6番1まで	旧	11.0から 50.0まで	557.0	予定地
		新	11.0から 50.0まで	557.0	終点 変更



兵庫県告示第1210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月12日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月10日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区森字三舟270番19から 同 郡同 町香住区余部字中津640番4ま で	旧	12.0から 231.0まで	6,149.0	一部 予定地
		新	12.0から 231.0まで	6,149.0	



兵庫県告示第1211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月10日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上村養父停車場線	養父市奥米地字坂山17番7から 同 市奥米地字坂山301番まで	旧	6.0から 10.0まで	134.0	
		新	6.0から 13.0まで	134.0	



兵庫県告示第1212号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成22年12月10日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
一般国道178号
- 2 指定する道路の部分
美方郡香美町香住区森字三舟270番19から
同 郡同 町香住区余部字中津640番4まで
- 3 指定する日
平成22年12月12日



兵庫県告示第1213号

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第87条の13第2項の規定により、道路の管理に関する事務を所管する土木事務所を次のとおり定め、平成22年12月13日から施行する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	路 線 名	区 間	管理する事務所

県道	岩見揖保川線	相生市那波野字池田489番1から 同 市那波野字東中ノ坪225番1まで	龍野土木事務所
----	--------	--	---------



兵庫県告示第1214号

新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づき兵庫県が施行している北摂地区新住宅市街地開発事業（西地区）のうち、6住区5工区B、6住区5工区C、8住区6工区A、8住区6工区B、9住区1工区、10住区1工区及び10住区2工区について工事が完了した。

なお、工事が完了した工区を表示した図書は、兵庫県企業庁公園都市整備課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
32	神戸市西区北山台二丁目566番954	502.03	宅地
33	加古川市加古川町木村字堤ノ内482番4	339.59	宅地
34	姫路市飾磨区構字東津田新田1049番2	638.39	宅地
35	たつの市龍野町北龍野字的場261番8	329.85	宅地
36	赤穂市御崎字三崎山171番3ほか	464.58	宅地
37	赤穂市農神町6番26	269.05	宅地
38	養父市大屋町大屋市場字上垣257番4	287.58	宅地
39	養父市大屋町加保字八代641番3	204.36	宅地
40	朝来市山東町末歳字仲田603番2	221.75	宅地
41	洲本市上物部二丁目242番1	844.98	宅地
42	洲本市上物部字深田445番6	374.83	宅地
43	南あわじ市市青木字東中島137番9	549.78	宅地
44	淡路市志筑字天神1347番2ほか	413.11	宅地、山林

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結

結のために必要な同意を得ていない者

- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 - その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
- (2) 配布期間及び申込期間
平成22年12月10日（金）から平成23年1月18日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号32
 - ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成23年2月3日（木） 午前10時から
- (2) 物件番号33及び34
 - ア 場所
姫路市北条1番98号
姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成23年1月31日（月） 午前11時から
- (3) 物件番号35、36及び37
 - ア 場所
たつの市龍野町富永字田井屋畑1311番3号
龍野庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成23年1月25日（火） 午前11時から
- (4) 物件番号38、39及び40
 - ア 場所

朝来市和田山町東谷213番96
和田山庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成23年 1 月26日（水） 午前11時から

(5) 物件番号41、42、43及び44

ア 場所

洲本市塩屋 2 丁目 4 番 5 号
洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成23年 1 月27日（木） 午前11時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理室
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
小野市王子町字山ノ下128番、131番、133番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
小野市王子町260番地の1
株式会社ゲンタロウ 代表取締役 山 下 源太郎
- 3 許可年月日及び許可番号
平成22年 8 月17日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-4号（22小野）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。
また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年12月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ココエ
 所在地 尼崎市潮江一丁目3番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 キリンホールディングス株式会社
 代表者の氏名 三 宅 占 二
 住所 東京都中央区新川二丁目10番1号
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8-7
株式会社平和堂	夏 原 平 和	滋賀県彦根市小泉町31
東京シャツ株式会社	鈴 木 正 利	東京都千代田区東神田2-8-12

 外88者
 イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8-7
株式会社平和堂	夏 原 平 和	滋賀県彦根市小泉町31
株式会社ダスキン	山 村 輝 治	大阪府吹田市豊津町1-33

 外87者
- 4 変更年月日
平成22年9月26日ほか
- 5 届出年月日
平成22年11月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 (2) 縦覧期間
平成22年12月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限
平成23年4月11日
 (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成22年12月10日

北播磨県民局長 杉 本 明 文

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 藤本ビル
 所在地 西脇市下戸田字東城府486-2
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,111平方メートル

- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
721平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成22年11月10日
- 5 届出年月日
平成22年11月10日



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年12月10日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義弘

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県立大学ポートアイランド新キャンパス遠隔授業システム一式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
契約担当者が入札説明書で指定する規格、品質等を有すること。
- (3) 契約期限
平成23年3月1日（火）から平成28年2月29日（月）まで（5年間）
- (4) 設置場所
神戸市中央区港島南町7丁目1番28 計算科学センタービル内 兵庫県立大学キャンパス
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
兵庫県立大学事務局学務部学術総合情報・応用情報課 担当 太田
電話 (078) 367-8616 FAX (078) 362-0650
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成22年12月10日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年1月5日（水）午前11時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同

条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成23年1月4日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成22年12月10日（金）から同月17日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

機器内訳書及びカタログ等仕様の分かるもの。

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成22年12月22日（水）に入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オにより認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年1月4日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

全額免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成22年12月22日（水）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成22年12月22日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札においてアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書及び仕様書等で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成22年12月10日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	明石市大蔵谷字奥780番17	238.38	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁総務課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁総務課

(2) 配布期間及び申込期間

平成22年12月10日（金）から平成23年1月18日（火）まで（兵庫県の休日（を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

(2) 日時

平成23年1月25日（火） 午前10時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 7 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県企業庁総務課
電話 (078) 341-7711 内線 5409

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第128号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年12月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

1 病院及び介護老人保健施設の表三木市の項中

「

医療法人社団 敬命会 吉川病院	同 市吉川町稲田1-2
-----------------	-------------

」

を

「

医療法人社団 敬命会 吉川病院	同 市吉川町稲田1-2
介護老人保健施設 サンスマイル三木	同 市志染町吉田1213-1

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第129号

平成23年6月10日に任期が満了することに伴う兵庫県議会議員の選挙の期日を、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）第1条第2項の規定により、同条第1項に規定する期日とする。

平成22年12月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩